

登別市建築技師の資格取得の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築行政に関する専門的な知識及び技術の向上のため、自発的に建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士の資格(以下「資格」という。)の取得を目指す職員を支援し、また、本市の業務を継続する上で必要な資格の取得者を確保することを目的として、その資格の取得に要する費用の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、登別市職員定数条例(昭和45年条例第2条)第1条に規定する職員(登別市の建築行政に携わる建築技師に限る。以下「職員」という。)であって、第4条に規定する助成金を申請する日から起算して1年前に当たる日までの間に資格を取得したものである。ただし、職員の身分を取得した日の前日までに資格を取得した者は、この限りでない。

(助成)

第3条 市長は、助成対象者に対し予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資格を取得するために受講した講座等の受講料及び教材費(一級建築士試験に合格した日から起算して5年前に当たる日までの間に係るものに限る。)
- (2) 一級建築士試験の受験に係る手数料(合格した試験に係るものに限る。)
- (3) 一級建築士の登録に係る手数料

3 助成金の額は、助成対象経費の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、120万円を限度とする。

4 前3項に規定する助成金は、同一の助成対象者に対し1回に限り交付することができるものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、建築技師資格取得助成申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、資格を取得した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 資格取得を証する書類の写し
- (2) 助成対象経費の支払を証明できるもの(領収書等)

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否及び交付する助成金の額を決定し、その結果を建築技師資格取得助成(交付・不交付)決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し又は助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた交付決定者について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付を受けた日から10年以内に登別市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和28年条例第31号）第7条第2項の自己都合等退職者となったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が助成金を交付することが不適当と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令の規定は、令和8年4月1日以後に資格を取得した者について適用する。

年 月 日

建築技師資格取得助成申請書

登 別 市 長 様

申請者（所属）
（職・氏名）

登別市建築技師の資格取得の助成に関する要綱に基づき、助成金の交付を受けたいので、同要綱第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

資格取得年月日	年 月 日		
助成対象経費	内 訳	① 講座等の受講料及び教材費	円
		② 受験に係る手数料	円
		③ 登録に係る手数料	円
	④ 合計（①＋②＋③）		円
助成申請額	⑤ ④×3／4（1 円未満切捨）※上限 1 2 0 万円 円		
振込先	金融機関・支店名	銀行（金庫・組合）	支店
	預金種目	普通・当座	
	（フリガナ） 口座名義人		
	口座番号		

※申請するときは、第 4 条各号に掲げる書類を必ず添付してください。

登 第 号
年 月 日

建築技師資格取得助成（交付・不交付）決定通知書

様

登別市長

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、次のとおり決定しましたので、登別市建築技師の資格取得の助成に関する要綱第5条に基づき、通知します。

交付の可否	☐ 交付 ☐ 不交付
不交付の理由	
助成金交付額	円
振込予定日	年 月 日
特 記 事 項	